

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十三号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表の佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の行政の項中「広範な行政分野にわたる業務に従事することを職務とする職(佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の他の区分の対象となる職を除く。)」を「佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の他の区分の対象とならない職」に改め、同表の佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の学校事務の項を削り、同表の佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の行政の項中「広範な行政分野にわたる業務に従事することを職務とする職(佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の他の区分の対象となる職を除く。)」を「佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の他の区分の対象とならない職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。